

令和5年

第12回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和5年12月22日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安 池 雅 美

2番 青 木 貞 治

6番 平 原 則 子

7番 竹 内 欣 也

8番 石 井 雅 浩

9番 鈴 木 洋 有

10番 吉 川 正

11番 添 田 政 夫

12番 加 藤 正 和

13番 柳 田 孝

15番 欠員

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

3番 二 宮 賢 一

5番 古 正 輝 子

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 方 敬 吉 川 京 男 柏 木 博 松 本 常 男

5 出席事務局員

事務局長 熊 澤 晃

書 記 久保田 徳人

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定について

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は11名で、定足数に達しておりますので令和5年第12回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、3番二宮賢一委員及び5番古正輝子委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、2番青木貞治委員と6番平原則子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議案第31号2番と5番及び3番と6番につきましては、借り手が同一であるため一括で審議します。また、現地確認についても西小磯地区と生沢地区となりますが、業務の効率化のため一括で西小磯地区担当の添田委員にお願いしました。

なお、6番につきましては、第11回農業委員会総会で議決した議案ですが、県との事務手続きで手違いがあったため、町長部局から再度審議依頼が出されています。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」につきましては、議案書2ページから3ページの新規5件と再設定1件の合計6件です。場所につきましては総会資料の1ページから7ページをご覧ください。

大磯町長より令和5年12月14日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

最初に議案第31号1番について説明します。

事務局

《議案第 3 1 号 1 番を朗読》

書記 議案第 3 1 号 1 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしています。

当該農地は寺坂地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 7 筆です。借り手は、大磯町に参入した柿の栽培を行っている農業法人で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の新規設定となります。借り手が営農拡大を行うことで地域農業の振興が図られると考えられます。

なお、1 2 月 1 1 日に寺坂地区担当の柏木推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第 3 1 号 1 番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の柏木推進委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（柏木） 推進委員の柏木です。議案第 3 1 号 1 番の農地について、1 2 月 1 1 日に私と事務局で現地確認を行いました。

農業法人が柿の栽培で長期間に渡り農用地を活用することで地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、地域農業の振興が図られるとのことです。

議長 では、議案第 3 1 号 1 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 3 1 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 3 1 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

次に、議案第 3 1 号 2 番と 5 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

《議案第 3 1 号 2 番と 5 番を朗読》

書記 議案第31号2番と5番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑とミカン畑の各1筆及び生沢地区の耕作放棄地となっている市街化調整地域の水田1筆です。

借り手は、西小磯地区の農家の方で、今回、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による使用貸借の新規設定により親から独立して営農を開始するとのことで、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、12月11日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第31号2番と5番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第31号2番と5番の農地について、12月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

西小磯の農地は、借り手の親が所有する露地畑とミカン畑で耕作状況は良好でした。生沢の農地は、遊休化した水田ですが、マコモタケの栽培を行うとのことです。若い世代が引き継ぐことで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、担い手の育成と農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第31号2番と5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第31号2番と5番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第31号2番と5番は原案とおり決定いたしました。

次に、議案第31号3番と6番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第31号3番と6番を朗読》

書記 議案第31号3番と6番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑5筆です。借り手は、今年、新規参入した養鶏農家で、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業による使用貸借の新規設定により営農拡大が図られると考えられます。

なお、12月11日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第31号3番と6番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。議案第31号3番と6番の農地について、12月11日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、耕作放棄地であった農業振興地域内の農用地で養鶏のために活用することで営農拡大と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農拡大と農地の遊休化防止とが図られるとのことです。

議長 では、議案第31号3番と6番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第31号3番と6番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第31号3番と6番には原案とおり決定いたしました。次に、議案第31号4番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第31号4番を朗読》

書記 議案第31号4番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の農業振興地域内の農用地の露地畑4筆です。借り手は、二宮町の農家で、農地中間管理事業による賃貸借の再設定により、地域の農業振興

と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、１２月１２日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第３１号４番につきましては、現地確認をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

８番委員（石井） ８番石井です。議案第３１号４番の農地について、１２月１２日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内の農用地の露地畑で、農家が継続して借りることで地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、地域の農業振興と農地の遊休化防止が図られるとのことでした。

議長 では、議案第３１号４番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第３１号４番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案３１号４番は原案とおり決定いたしました。

以上で議案第３１号の全ての審議が終了しました。

なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第３２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第３２号１番につきましては、議案書５ページの１件です。場所につきましては総会資料の８ページをご覧ください。大磯町長より令和５年１２月１４日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）」に基づく農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

書記 借り手は西小磯の農家の方で、今回、親から独立して営農を開始するにあたり農地の斡旋を申し込んできました。

当該農地は町内の法人が農地中間管理制度を利用して神奈川県農業公社から 20 年契約で借りていましたが、法人の解散に伴い合意解約されて、現在は神奈川県農業会議が管理している農地です。合意解約後は遊休農地となっていました。農地を借りることで遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

なお、12 月 11 日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第 3 2 号 1 番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11 番委員（添田） 11 番添田です。議案第 3 2 号 1 番の農地について、12 月 11 日に私と事務局で現地確認を行いました。

借り手は西小磯の農家ですが、親から独立するために水田を借りてマコモタケを栽培したいとのことです。

当該農地は、遊休農地となっていますが、若手の農家が借りることで担い手の育成と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られるとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 3 2 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案 3 2 号 1 番は原案とおり決定いたしました。

農用地利用集積等促進計画案についての意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 次に報告第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の9ページから11ページをご覧ください。
まず、報告第1号1番について説明します。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、11月15日に西小磯地区担当の添田委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の添田委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（添田） 11番添田です。報告第1号1番の農地について、11月15日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

次に報告第1号2番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、12月4日に高麗地区担当の青木委員及び事務局で現地確認を行い、農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした高麗地区担当の青木委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（青木） 2番青木です。報告第1号2番の農地について、12月4日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書7ページの1件でございます。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の12ページと13ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和5年第12回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時16分)